

堺市伝統産業生産力強化支援補助金変更（中止・廃止）決定通知書

第 号  
年 月 日

申請人

様

堺市長

年 月 日付で変更（中止・廃止）の届出のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	
変更（中止・廃止） 前 補助金交付額			円
変更（中止・廃止） 後 補助金交付額			円
交付予定時期			

1 補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更（予算総額の100分の20以内の流用増減を除く）をし、若しくは補助事業の内容の変更をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、速やかに市長に報告すること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 次の全てに該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）

② 補助事業者が法人の場合にあっては、その役員（法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者

(5) 規則の規定に従うこと。